

令和2年10月7日

各指定障がい福祉サービス事業者等 代表者 様
各大阪市移動支援登録事業者 代表者 様
各指定障がい児支援事業者等 代表者 様

大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課長

令和2年度 集団指導の実施にかかる事前登録について（お願い）

平素は、本市障がい福祉行政の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、大阪市福祉局では障がい福祉サービス事業及び移動支援事業並びに障がい児支援事業の取扱い及び請求等に関する事項について周知徹底と適正な運営を図るため、例年集団指導を実施しているところです。

これまでは区民ホール等において、講習会形式で実施しておりましたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、厚生労働省が提唱している「新しい生活様式」を踏まえ、ウェブによる動画視聴・資料閲覧形式での開催を予定しています。

つきましては下記の受講方法（受講の流れ）を参照いただき、10月16日（金）までに大阪市行政オンラインシステムにて事前の受講登録を行っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 対 象 指定障がい福祉サービス事業者、指定障がい者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、移動支援事業者、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児入所施設及び指定障がい児相談支援事業者
※令和2年9月1日現在、大阪市の指定（登録）を受けている事業者が対象
- 2 登録方法 大阪市行政オンラインシステムを利用して事前登録していただきます
※別紙1「令和2年度 集団指導にかかる事前登録の方法」をご参照ください。
（登録期限：10月16日（金）【厳守】）
※利用者登録がまだの方は、別紙2「大阪市行政オンラインシステム利用登録のご案内」をご参照のうえ、利用者ID及び認証コードの設定を行ってください。
- 3 受講の流れ 令和2年12月初め～中旬（※）
大阪市福祉局公式 Youtube チャンネルでの動画の視聴及び大阪市ホームページでその他資料を閲覧していただく予定です。

令和2年12月下旬まで（※）

上記の受講後、大阪市行政オンラインシステムにて受講報告をしてください。

（※）具体的な日程につきましては、正式に決まり次第、電子メール・大阪市ホー

ムページ等でお知らせします（11月中旬ごろ通知予定）。

- 4 その他
- (1) 受講登録や受講報告は法人単位ではなく必ず事業所単位で行ってください（ただし、多機能型事業所のように事業所番号が同じものは1事業所とみなします）
 - (2) 事業所の通信環境等の状況に大阪市福祉局公式 Youtube チャンネル又は大阪市ホームページが見られない場合や大阪市行政オンラインシステムが利用できない場合は、下記連絡先までご連絡ください。

【連絡先】

大阪市福祉局障がい者施策部

運営指導課（指導グループ）

担当：堺、地崎

電話：06-6241-6527（プッシュ4番）

E-mail: uneishidou2@city.osaka.lg.jp